

東日本旅客鉄道労働組合
中央執行委員長 山口 浩治 殿

2 0 1 9 年 5 月 8 日
東日本旅客鉄道労働組合 東京地方本部
執行委員長 阿部 正明
東日本旅客鉄道労働組合八王子地方本部
執行委員長 金井 正明
東日本旅客鉄道労働組合 水戸地方本部
執行委員長 黒澤 純一

「中央本部指令第41号に対する再回答」

東京・八王子・水戸地本（以下3地本）は、2019年4月16日に発出された本部指令第41号について、以下のとおり回答しました。

『指令文書で謳われている3地本討議資料について、4月12日書面にて回答したところであるが、その後一切議論されない中で指令第41号が発出されたことは誠に遺憾である。私たちが発行した討議資料は、指令第41号で触れられている規約第14条及び規約第27条に抵触しているという認識はない。以上をもって指令第41号に対する回答とする。

なお、組合民主主義で批判の自由は認められていることは当然だが、自らの考えを記した討議資料の発行を規約等をもって制限することは、言論の自由を保障した憲法第21条に反することを付言しておく』

その後、4月21日に開催された全地本委員長会議では「討議資料」に関する議論に終始し、横浜地本からは「組織破壊だ」という認識まで示されました。指令第41号に関する回答を再度求められたことを踏まえ、3地本をはじめ各支部とも検討しましたが結果は変わらず、上記の回答以上でも以下でもないというのが結論です。

以降、上記の回答に至った経緯や討議資料を発した根拠について述べます。

JR東労組中央本部は、この1年間、独善的で非民主的な組織運営を行っていると認識しています。そればかりか、事前の議論も職場討議も保障されない中で、地方本部との合意を得ず最高決議機関の大会でいきなり重要な議題が強行的に決められ「組合員不在の運動」が繰り広げられています。そのような中で、役員・組合員は、運動方針などについて理解不足に陥っており、組合員から質問されても答えられない状況が続いています。さらに中央本部は、12名の専従役員がいるにも関わらず、各種会議などの出席を要請しても、職場に入って説明責任すら果たそうとはしておりません。

従って「春闘」「定期中央委員会」「第三者機関の活用」などについての討議資料を作成し、一定の見解を示しつつ、職場議論を行うのは組合員の付託に応える当たり前の行為であり、何ら問題ないと考えています。

振り返ると、2018年4月12日に開催された第35回臨時大会は、本部執行部が構成員の3分の2以上の出席がなく、さらに任期外の代議員で強行的に行われ、規約第26条「会議の成立と決議」と第39条「代議員、中央委員の任期」に違反した大会であり無効です。第36回定期大会も同様に規約第26条に違反した大会でした。その後、春闘の総括に

関して継続中の議論を中央本部から封じ「規約第14条を逸脱し、規約第27条や機関決定（＝18春闘大敗北総括）に従わない事態だ」として、3地本に対して「専従指定」を認めませんでした。これは、特定の地方本部の組合員にとって公平性を欠き、不利益を齎すものです。

そして、第37回臨時大会は、招集指令に規約改正の議題も記されておらず、そのことは、規約第33条の「議案その他の必要事項」の条件を具備していないため、規約違反の大会です。そして、この間の規約違反を認識しているが故に、それまでの現状を肯定し正当化するため、後追的に規約・諸規則の改正（改悪）を行ったのであり、そのことは複数の法律関係者も同様の意見を述べています。従って、第37回臨時大会の規約・諸規則の改正（改悪）は、規約の根本を踏み外した改正（改悪）であり、私たちは幾度も無効だと指摘しています。

そればかりか、規約第13条「組合員の権利」（1）組合のすべての問題に参与する権利及び均等の取扱いを受ける権利を削除したことは、労働組合法第2章第5条2項「規約の必要記載事項」に違反するものです。これは、労組法上の救済を放棄することになり、民主制・平等性を否定するものです。つまり、JR東労組が法律的な保護や権利を享受できなくなることであり、組合員に重大な不利益が生じます。憲法第28条の「労働基本権」「労働組合法」に基づいて組織されている労働組合が、労働組合法に違反する規約・諸規則の改正（改悪）を行った行為は許されることではありません。過半数を超える組合員が在籍する3地本の指摘を受け止めず「排除」を目的にし、浅薄に規約・諸規則の改正に踏み切るが故に「法適合組合」の条件を満たさなくなってしまうと言わざるを得ません。また、理解・納得できないのは、組合員の財産である15億円もの組合基金を執行するにも関わらず、職場討議＝組合員との議論を保障せず、具体的な用途も示されないまま強行採決されたことです。

これらが形式上のことですが、3地本が職場討議に拘る理由は「スト準備通告は協約第70条の逸脱」「18春闘は大敗北」など「寝耳に水」で事前に内容的な議論を一切抜きに突然大会で提起され、代議員をはじめ職場の組合員が混乱に陥った経過があるからです。また、18春闘総括の認識に至る「事実経過」の認識を一致させるため、規約・規則に則って中央執行委員会などの議事録閲覧要求や事実確認をする場を求めてきましたが、閲覧すらできていません。

特に、4月21日の全地本委員長会議で議論された「格差ベアを合理的な差と認めた」こと、3地本の定期委員会の方針について「規約第27条に関わる」と言われていましたが、本末転倒した考えです。2月1日の全地本委員長会議でも議論はしましたが、格差ベアに関する認識に関しては、持ち帰っており「継続中」で結論はでていません。そもそも春闘方針の基本的な骨格は、秋のたたかいの最中に行う全支部委員長会議で示すのが本来のスケジュールです。中央本部が19春闘に関する討議資料を発行したのは2月9日の定期中央委員会以降です。その時点で地方本部の定期委員会の方針書はすでに準備されています。異議があるなら中央本部が出席された各地本定期委員会の場で指摘すれば良いだけです。その後も私たちは、19春闘に関する見解を示し、発行した機関紙でも明らかにしています。適宜議論し、意思統一することなく、今になって後追的に問題にすることは「意図的に3地本を排除するためのだ」と言わざるを得ません。

昨年闘争第1号交渉では「ベアの方針に関する確認事項で『ベアと手当の性質は違う』という議事録確認をベースに『合理的』かつ『誰もが公平感を持てる』ものは格差とは考えない」としてしています。賃金は労働力の再生産費であり、ベアは物価上昇分と生活の維持・向上分ということは経営側も認識しています。「合理的な差」とは、年功賃金を前提とした率配分による「差」のことです。所定昇給額を算出基礎としたベアは格差であり「合理的な差」とは認識しておらず、職責に応じた処遇は手当で行うことを確認してきたはずで、さらに中央本部の討議資料では「組合員同士の不公平感をなくすために全組合員一律ベア」を求めてきたはずであり、矛盾構造そのものです。

また、中央本部は、昨年発出した「全組合員に訴える！（2月26日）」「格差ベア根絶の到達点を確認し、18春闘勝利！あらゆる組織破壊に抗し闘い抜こう！（2月26日）」「18春闘の成果を確認し、JR東労組の総団結で職場と働く仲間の未来を守り抜こう！（3月16日）」の3つの見解を2月28日の中央執行委員会で「破棄」しました。今になって昨年見解を破棄し、内容的に覆すことは全く理解・納得できません。しかも、破棄することも事前に議論せず、役員のみならず組合員に周知しないことは極めて理不尽で都合主義と言わざるを得ません。ちなみに私たちが認識したのは、3月4日の組織部長及び業務部長会議以降です。過去に発生した「議事録未締結事件（削除）」の審議過程で、東京都労働委員会が「一度決めたことを後から会社の都合で覆されたら相手はたまったものではない」と指摘し、削除した文言を元に戻しました。これが世の中の常識であり、自らが発した見解等を破棄することは同質の問題です。

このように、すべて結果から論じ指摘され辻褄が合わなくなると、それを肯定するために規約も見解も強引に変えてしまう。事前に地方本部と熟議しないで進めるが故に間違いが生じ、それを「誤字だった」とか「誤解を与えた」とか嘘・誤魔化して乗り切るやり方が蔓延していると言えます。

憲法は言論や表現の自由を保障しています。しかし「組織が混乱している」という理屈で「討議資料を送るな」という主張はあまりにも抽象的かつ感情的で結びつきません。内容も検討せずに「討議資料を送るな」というのはあまりにも乱暴です。私たちは、議論の場を保障しないやり方や討議資料などを活用し内容的な理解を深めないことに危機感を感じます。主張や考え方に違いや誤りがあれば、それまでの経過を掘り下げるよう議論する場をつくり、組織の統一性を図るために情報の共有化を図ることが中央本部の役割です。異なる意見や主張に耳を傾けず、排除することが、抵抗・反発を呼び組織を混乱に貶めていることを自覚化するべきです。黙らせることで組織は安定しません。従って、中央本部は「指令」で言論を統制する官僚的な姿勢、手法を改めるべきです。

私たち3地本は、組合民主主義に反する行為を一切拒否します。そして、今後も独善的で非民主的な組織運営を押しつけてくるならば、組合員の利益を守るJR東労組を実現していくために全組合員の総力で立ち向かいます。反骨の新聞記者「桐生悠々」の精神を学び、正論を貫き「言わねばならないこと」を常に主張し続けます。

以上